

○役員等選挙規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）役員及び会員である綱紀調査委員（以下「役員等」という。）の選任に関する事項を定めたものである。

(役員等の選任)

第2条 役員等の選任は、総会における選挙によって行う。

(選挙権者)

第3条 選挙権者は総会に出席した本会の司法書士会員とする。

(被選挙権者)

第4条 被選挙権者は、次の本会の司法書士会員とする。

- (1) 立候補した司法書士会員
- (2) 各支部より候補者として推薦を受けた司法書士会員。
- (3) 10人以上の本会の司法書士会員から連署をもって候補者として推薦を受けた司法書士会員。

(役員等の定数)

第5条 総会において選任する役員等の数は、次のとおりとする。

会 長	1名
副 会 長	3名
理 事	10名
監 事	2名
会員である綱紀調査委員	8名

2 第23条及び第25条の理事及び第24条の綱紀調査委員以外の各役員等に欠員を生じたときは、補欠選挙をするものとする。

ただし、その欠員数が副会長、理事、監事各1名である場合又は、会員である綱紀調査委員3名以内である場合は、次に開かれる総会まで補欠選挙をしないことができる。

第2章 選挙管理委員会

(選挙事務管理及び執行)

第6条 本会は、選挙に関する事務を管理執行させるため選挙管理委員会を設けなければならない。

(選挙管理委員及び予備委員の構成)

第7条 選挙管理委員及び予備委員は、会長が理事会に諮って本会の司法書士会員のうちから指名する。

- 2 選挙管理委員は7名、予備委員は2名とし、委員のうちから委員長を互選する。
- 3 選挙管理委員及び予備委員の任期は当該選挙の終了までとする。
- 4 選挙管理委員に事故があるとき、または委員が欠けたときは、委員長が予備委員のうちからその事務を代行する者を指名する。

(選挙の告示)

第8条 委員会は、選挙期日の40日前までに次の事項を定め、本会の事務所に掲示し、かつ、司法書士会員に通知しなければならない。

- (1) 選挙する役員等及び定数
- (2) 選挙期日及びその場所
- (3) 立候補届及び推薦届出の期間
- (4) その他選挙事務に必要な事項

第3章 立候補の届出

(立候補の届出)

第9条 立候補しようとする者、又は候補者を推薦しようとする者の代表者は、前条の届出期間の最終日までに候補者の氏名、性別、生年月日、事務所、所属支部名を記した文書をもって委員会にその旨届出なければならない。

- 2 推薦届には、推薦状及び被推薦者の承諾書を添付しなければならない。

(重複立候補の禁止)

第10条 役員等の一つに立候補したものは、同時に他の役員等の候補になることはできない。

(候補者名簿の告示)

第11条 候補者の届出が終わったときは、選挙管理委員会は速やかに候補者の氏名を本会の事務所に掲示し、各支部に通知しなければならない。

第4章 投票及び開票

(選挙の方法)

- 第12条 投票は無記名とし、投票用紙にあらかじめ記載した候補者の氏名の上に○印を記載して投票するものとする。
- 2 前項の○印の数は、会長1個、副会長3個以内、理事2個以内、監事2個以内、綱紀調査委員5個以内とする。
- ただし候補者1名につき1個以内とする。

(投票用紙の交付)

- 第13条 選挙管理委員会は、所定の投票用紙を投票の直前に選挙権者に交付するものとする。

(投票の締切)

- 第14条 選挙管理委員会は、投票を締め切るときは、その旨を委員長より明らかにしなければならない。

(無効投票)

- 第15条 次の投票は無効とする。
- (1) 所定の投票用紙を用いないもの。
 - (2) 選挙管理委員会において被選挙人の確認ができないもの。
 - (3) 第12条の規定に反するもの。

(開票)

- 第16条 開票は、総会場で選挙管理委員会が行う。
- この場合、選挙権者の中から選挙管理委員会が指名した5名以内の立会い人が立ち会わなければならない。

(当選者の確定)

- 第17条 有効投票数の多い者から定員に満つるまでの者を当選者とする。
- 2 会長の得票数は、有効投票数の過半数を超えなければならない。
 - 3 得票数が同数で当選者を決められないときは、抽選により決定する。

(会長選挙の再投票)

- 第18条 会長の得票数が前条2項に定めた数に達しないときは、得票数の多い者2名について更に選挙を行わなければならない。

(無投票当選)

第19条 候補者数が選挙定員数と同数または同数以下の場合は、投票を行わず無投票当選とする。

(開票結果の報告)

第20条 当選者が確定したときは、選挙管理委員長は総会場において役職別毎に有効投票数及び無効投票数ならびに当選者の氏名、得票数を報告しなければならない。

(繰上当選)

第21条 当選者に6ヶ月以内に欠員を生じた場合、その者に代わって次点者をもって当選者とする。

2 前項の規定は、会長、第23条及び第25条の理事及び第24条の綱紀調査委員には適用しないものとする。

第5章 選挙の特例

(選考による選任)

第22条 立候補者数及び候補者の推薦届出数が、選挙定員に満たない役員等が生じたときは、その満たない員数につき総会の同意により選考委員会を設けて選考することができる。

(支部推薦理事)

第23条 各支部につき1人あて推薦を受けた理事候補者については、第2条の規定にかかわらず無投票当選とする。

2 前項により選任された理事に欠員を生じた場合、会長は当該支部に対し、新に推薦を求めるものとする。

(支部推薦綱紀調査委員)

第24条 前条の規定は綱紀調査委員に之を準用する。

(会長指名理事)

第25条 理事の定数の内1名は、新会長が本会の司法書士会員のなかから指名する。

2 前項の理事に欠員を生じた場合前項の規定を適用することができる。

第6章 補 則

(規則の改廃)

第26条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 改正規則は、平成10年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正規則は、平成15年4月1日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 改正規則は、平成21年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正規則は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正規則は、会則の変更の効力の生じた日(平成26年10月1日)から施行する。